

岩手県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和元年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ケナフ	紫波郡矢巾町大字北 伝法寺第9地割57番 地2	紫波郡矢巾町大字南 矢幅第6地割606番 地	ケナフヘルパーステ ーション	紫波郡矢巾町西徳田 第5地割字田郷200番 地12	平成31年3月 15日

2 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ケナフ	紫波郡矢巾町大字北 伝法寺第9地割57番 地2	紫波郡矢巾町大字南 矢幅第6地割606番 地	老人デイサービスセ ンター「百万石」矢 巾口	紫波郡矢巾町西徳田 第5地割字田郷200番 地12	平成31年3月 15日

3 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者			介護予防・日常生活支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ケナフ	紫波郡矢巾町大字北 伝法寺第9地割57番 地2	紫波郡矢巾町大字南 矢幅第6地割606番 地	ケナフヘルパーステ ーション	紫波郡矢巾町西徳田 第5地割字田郷200番 地12	平成31年3月 15日
株式会社ケナフ	紫波郡矢巾町大字北 伝法寺第9地割57番 地2	紫波郡矢巾町大字南 矢幅第6地割606番 地	老人デイサービスセ ンター「百万石」矢 巾口	紫波郡矢巾町西徳田 第5地割字田郷200番 地12	平成31年3月 15日